委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等		
	○ 知事	● 市区町村長等	
2. 都道府県名	奈良県		
3. 市区町村名	天理市		
4. 届出番号	9		
5. 独自利用事務の事例番号	94-2		
	http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/shichoukoushitsu/sougouseisakuka/mai nanbaa/index.html		

執行機関名 天理市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害その他特別の事情がある場合に介護サービスに必要な費用を負担することが困難で あると認める者に対する利用者負担額の減額に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2第10項 災害その他特別の事情がある場合に介護サービスに必要な費用を負担することが 困難であると認める者に対する利用者負担額の減額に関する事務であって規則で 定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第1条	天理市介護保険の利用者負担額の減額特例に関する要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第50条、第60条及び第66条から第69条までの規定に基づき、災害その他特別の事情がある場合の居宅サービス若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に <u>必要な費用を負担することが困難と認める要介護被保険者又は要支援被保険者</u> が受ける介護給付又は予防給付に対して、 <u>その負担する額を減額する</u> 特例について、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 天理市介護保険の利用者負担額の減額特例に関する要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号	天理市介護保険の利用者負担額の減額特例に関する要綱 第7条		
②事務の内容	介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	負担額の減額申請に係る事実について <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号 口	天理市介護保険の利用者負担額の減額特例に関する要綱 別表		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号 ハ	天理市介護保険の利用者負担額の減額特例に関する要綱 別表		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報		
特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号			
②情報提供者				
③提供を求める特定個人情 報				